

平成27年度第1回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成27年6月29日（月）

○事務局（司会）

それでは、議題1の大阪市地域包括支援センター運営協議会委員長並びに副委員長の選任についてでございますが、まず委員長の選任についてお諮りをいたします。

本日新たな委員委嘱後の第1回目の運営協議会となっております。したがって、大阪市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第1項において、運営協議会委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとの規定がございます。委員長を選任していただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

○雨師委員

白澤委員でいかがでしょうか。

○事務局（司会）

ただいま、委員から白澤委員を委員長にご推薦する旨のご発言がありましたが、委員の皆様方、いかがでございましょうか。

○事務局（司会）

ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、白澤委員、お引き受けいただけますでしょうか。それでは、白澤委員、委員長席に移動をお願いいたします。ご承認いただきました白澤委員長からご挨拶を頂戴いたしまして、以降の議事の進行につきましてお願いしてまいりたいと存じます。白澤委員長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○白澤委員長

ただいま皆様方のご推挙をいただきまして委員長を仰せつかりました白澤でございます。地域包括支援センターは地域包括ケアシステムをつくる上で要ということでございますから、大変重要な役割を今から果たしていくことになるだろうと。大阪市も今年度から地域ケア会議をさらに展開をしていく、こういう時代を迎えておるわけでございますから、この運営協議会の役割というのは大変重要でございます。皆様方のご支援をいただき、円滑なおかつ地域包括ケアシステムが一步でも進むような形でかかわっていきたく思いますので、どうかご支援よろしくお願ひします。

まずは、副委員長の選任ということでございますが、大阪市の地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条の第3項の規定によりまして、委員長が指名をすると、職務代理者として副委員長を指名するということになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきますと思います。

前回に引き続きまして、大阪府医師会よりご推薦いただいております宮川委員に職務代理

者をお願いしたいと考えていますが、委員の皆さん、ご異議ありませんでしょうか。どうもありがとうございました。宮川委員、副委員長席にお越しをいただきたいと思いません。では、宮川副委員長、一言ご挨拶をいただきたいと思いませんけれども、よろしく願います。

○宮川副委員長

ただいまご推薦いただきました大阪府医師会の宮川でございます。

白澤委員長を補佐いたしまして職務に当たっていきたく思いますので、よろしく願います。

○白澤委員長

どうもありがとうございます。それでは、議題1の関連といたしまして、地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条第1項の規定により、引き続き選定部会と評価部会を設置し、第2項の規定により委員長の私から各部会の委員を指名させていただきたいと思いません。

まず、選定部会としてでございますが、委員名簿をごらんいただければと思いませんが、青木佳史委員、雨師みよ子委員、織田成人委員、北村良夫委員、黒田研二委員、白澤政和、直木慎吾委員、長瀬耕治委員、松宮良典委員、宮川松剛委員。以上のメンバーで選定部会を進めさせていただきたいと思いません。

そして、評価部会につきましては、雨師委員、石川委員、直木委員、早瀬委員、この4名で評価部会をやっていただくというように考えておりますが、こういう形で進めるということでご異議ありませんでしょうか。

どうもありがとうございました。

議題1についてご承認いただきました。

それでは、早速今日の議題の2に入らせていただくわけですが、事務局より地域包括支援センターの運営状況報告についてご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋）

福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長、高橋でございます。

平成26年度の地域包括支援センターの活動状況につきまして、この、まず地域包括支援センター及びブランチの活動状況を、取りまとめや分析を委託しております連絡調整事業担当の大阪市社会福祉協議会地域福祉課加藤副主幹よりご説明をさせていただきます。よろしく願います。

○連絡調整事業担当者

大阪市社会福祉協議会地域福祉課の加藤でございます。よろしく願います。

平成26年度地域包括支援センターの活動状況につきまして、毎月の月次報告から読み取られる傾向等について報告をさせていただきます。限られた時間ですので、特徴的な点について報告をさせていただきます、詳細につきましては、後ほどお手元配付のパワーポイント資料をごらんください。

まず、総合相談の件数です。総合相談の延べ相談件数は、平成25年度に比べまして11%増加してございます。包括支援センターの複数設置により、地域に密着したきめ細やかな周知活動や相談ができてきている結果と考えられ、複数設置が完了した後も増加の傾向は続いております。

また、相談の実人員も年々ふえており、相談実人員の約4割が訪問による相談となっております。中には、60%を超える方に訪問によるアプローチを行っている包括があり、訪問による実態把握やアセスメントに重点を置いておられます。また、交通手段が少ないなど、地域の条件により訪問による指導が必要となっている包括もあります。

また、高齢者人口に占める相談実人員の割合が10%を超える包括も増加しており、25年度の10カ所に比較しまして、26年度はさらにふえておりまして、23カ所の包括で高齢者人口に占める実人員の割合が10%を超えており、身近な相談窓口として浸透してきていることがうかがわれます。

ここで、実績において特徴的な包括について実際に訪問をし、取り組みとの関係性を考察しましたので報告をさせていただきます。

西区地域包括支援センターの現取り組みです。西区の地域包括支援センターの実績の特徴ですが、相談実人員、高齢者人口における相談実人員の割合が多く、また来所相談が多くなっています。一方、1人当たりの相談回数は少ないという特徴があります。また、高齢者人口に占める実人員の割合が、前年度に比べて3.5%増加しています。会議開催件数では、スーパーや銭湯などに毎月広報誌を媒体に訪問をしており、地域との関係づくりが多く計上されています。

平成26年度の地域ケア会議の実際の取り組みについてご報告させていただきます。

平成26年度の地域ケア会議においてケア会議にかけられた事例の約半数が高齢化率が高く、単身者向けのマンションが多いA地域の事例でした。このことは、相談が重度化してから浮かび上がってきているということが原因ではないかと考え、重度化する前に相談につなげる仕組みが必要ではないかという課題をまとめられました。その課題に基づき、地図上に同じようなマンションをマッピングしたり、実際に地域に出向いてマンションの様子や高齢者が集う場所などを調査されました。その調査に基づいて、高齢者がよく集う銭湯や喫茶店、スーパーなどに包括で作成しました広報誌「包括レンジャー」を設置されています。こちらの写真は、実際、スーパーに広報誌を設置されている状況でございます。

また、マンションを調査する中で、マンションの管理人が困り事を抱えた方々を把握していることがわかり、管理人を通じマンションでの認知症や介護保険に関する講演会を実施されました。

これまでも同様の周知活動は行っておられました。設置場所や配置方法は漫然としたものでした。高齢者のよく集う場所や今回のようなマンションなど、的を絞った広報活動を行うようになり、本人や地域住民、民生委員からの相談が増加いたしました。実際に、「包括レンジャー」を見ましたという相談もふえているようです。このような継続的かつ地区面積に基づく有効な周知活動により、問題が重度化する前に早期の相談につながっているということでした。

ほかにも、このような地域ケア会議からの課題の分析による取り組みによって、相談をふやしておられる包括が見られました。

続きまして、包括的・継続的ケアマネジメント会議開催・参加状況について、地域ケア会議について重点的に報告をさせていただきます。

昨年度より、個別ケースの地域ケア会議に加えまして、振り返りの事例検証のケア会議、地域課題検討のための地域ケア会議を、分けて報告をしていただくようになりました。

個別の地域ケア会議の件数も年々ふえてきております。ランチも地域ケア会議を開催するようになり、共催での件数がふえております。

次に、振り返りの地域ケア会議について報告をいたします。

さまざまな取り組みが行われていますが、特徴的なテーマを掲げ、そのテーマに関する事例についてスーパーバイザーを招いて学習型の事例検討を行い、課題のまとめにつなげている取り組みであったり、定期的にレビュー会議を行い、こちらでもスーパーバイザーを招いて行うことによって、関係者の質の向上につなげたりしている取り組みがございました。

次に、課題のまとめの地域ケア会議は、例えば小地域ごとに開催をしている、半期ごとにスーパーバイザーを招いてまとめを行っているなど、地域の実情に応じた開催形態をとっておられます。また、地域住民の方にわかりやすいように、ホワイトボードに事例を示したり、パワーポイント資料を用いて工夫して行っているところがございました。

ほかの会議の開催状況につきましては、今回は割愛をさせていただきます。

最後になりますが、市内のさまざまな包括では、地域の実情に合わせたさまざまな取り組みを行っておられます。今年度も、訪問による聞き取りを行いながら、包括・ランチにフィードバックをしていけるように考えていきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○事務局（高橋）

引き続きまして、地域包括支援センターの収支状況について、15ページをごらんください。委託料額の推移でございますが、資料、議題2の資料①でございます。15ページでございます。平成26年度決算額でございますが、人件費が16億8,436万9,899円、また、事務費センター運営費、会議費等の物件費が5億5,180万320円で、合計22億3,617万219円でございます。また、平成27年度予算につきましては、委託料額、総額でございます

が、24億730万9,780円を計上しております。これは、平成25年度決算から見ますと、7.7%の増となっております。

次に、16ページでございます。これにつきましては、各包括別の委託料の精算状況を載せております。

また、隣の17ページにつきましては、介護保険の予防ケアプラン作成に係る介護報酬の収支状況となっております。

説明は以上でございます。

○白澤委員長

どうもありがとうございました。地域包括支援センターの、1つは事業報告と決算報告ということでございましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○雨師委員

パワーポイントの先ほどの活動状況の資料の14、15に、相談支援サポート事業を活用してスーパーバイザーを招いているというところはかなり多くあるんですけども、スーパーバイザー役をさせていただいている職種とか、どういう方が来ていただいているのかというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

○連絡調整事業担当者

ご報告をさせていただきます。高齢者の相談支援サポートを通じましてのスーパーバイザーにつきましては、相談支援サポート事業のスーパーバイザーの先生であったりですか、あとは権利擁護事業の弁護士の先生であったりというところを多く活用されていて、あわせて職員も同行させていただくところが多いと存じます。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。

○雨師委員

はい。ありがとうございます。

○白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

僕は1点ちょっとお聞きしたいんですが、個別ケア会議というか、地域ケア個別会議がどの程度というのと、推進会議、いけば代表者の会議みたいなものというのと分けた場合に、どのような今実態なのかというのが、ちょっと教えていただければありがたい。だから、そこは推進会議が進んでないのか、少しはでき上がってきているのかのあたりを

教えていただきたい。

○事務局（高橋）

個別ケア会議の会議開催状況につきましては、先ほど皆様のお手元の議題2資料①の4ページでございます。地域ケア会議（個別ケース検討）（事例検証ふり返し）、そこから（見えてきた課題のまとめ）を含めた地域ケア会議総数で1,757会議、全市ででございますが、なっております。それで、代表者レベルという部分につきましては、本市におきましては、今、まさしくこの実情に応じた形で、このケア会議から見えてきました課題につきまして、この中で吟味いただきました後、区の検討する区の中での代表する会議のほうに出ていくような仕組みにつきましてご検討いただきまして、本年度中にその体制というか、各区のその状況をご報告いただきまして、形として実施をしていくというような方向を決めていきたいというふうに思っているところでございます。

○白澤委員長

ということは、正式には、この数字の中ではわからない。ただ、何か見る限りは何か新しいものが、例えば、西区の話がありましたよね。ああいうことというのは、恐らく会議もやりながら決めているんだろうけれども、そういうデータとしては出てこない。現状では。

○連絡調整事業担当者

数として何点というところまでの把握はできておらないんですけども、先ほども少し簡単に触れさせていただきましたように、小地域ごとに地域の役員の方であるとか、関係者を集めて地域ケア会議の課題のまとめを行っておられる包括さんが何カ所かありますということとか、包括圏域の中で同様の会議を、医師会の先生方にも入っていただいて、あとはケアマネジャーの代表の方であったり、そういった方にも入っていただいて開催しているところも、数組あるというふうには確認をしています。

○白澤委員長

はい、どうもありがとうございます。

○石川委員

ご報告ありがとうございました。1つ質問というんですか、相談件数、それから会議の数が増えているのはよくわかりますが、先ほど15ページですか、次年度の、27年度の予算にかかわりますのは、急に職員が増えるわけじゃなくて、相談件数が増えるとか、会議の数がふえるということは、職員数が同じなら、職員一人にかかる負担が大きいということにもなりますよね。相談件数が多い、あるいは訪問回数が多いというのは、いいような

評価をされてますけれども、逆にいうと、職員サイドからするとどうだったのかなという。それから、それをどう市は見られているのかなという。件数が着実にふえているわけですよ。66箇所です。職員の数が少しずつは増えておりますが、実質会議の数、それから相談件数、それから訪問数が増えているというふうになると、そのところの見解をお伺いさせていただければと思うんですが。

○事務局（高橋）

職員数につきましては、本市では高齢者人口と合わせまして配置をしております。現在、2,000人に1人、1,000人で0.5というような形で職員の増につきましては、高齢者人口を勘案しまして予算を組んでいたところでございます。

先生ご指摘の内容とか実際の活動の非常にハードな状況になってきた場合ということにつきましては、具体的に今ちょっとお示しできるようなものを持っておりませんが、また今後活動状況と合わせて、また委員会でも今後相談しながら、必要時にはまた検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。それでは、議題2についてご承認をいただいたということで。

続きまして議題3ということで、各区の地域包括支援センター運営協議会報告について、事務局からお願いいたします。

○事務局（高橋）

議題3、資料②でございます。

まず、1ページでございますが、1ページは、平成26年度の各区の運営協議会の実施状況でございます。各区とも4回の運営協議会を実施されております。

続きまして、3ページから8ページにつきましては、4回のうちの1回から3回までの各区の意見等の要旨というふうになってございます。少し行がたくさんでございますので、ちょっと部分的に申しますと、ご意見といたしましては、地域包括支援センターの周知について、今まで以上に務めていく必要がある、また地域ケア会議は、必要時に積極的に会議をしてほしい、関係機関同士をつなぐ機関としても、包括は重要である、また、地域で潜在化しているケースの掘り起こしが課題となっている、包括やランチの評価基準については、できるだけ早く示してほしい、包括はよく頑張っているなどの意見が挙げられているところでございます。

続きまして、9ページから16ページでございます。これは、包括運営協議会各区の第4回目の地域ケア会議から見えてきた課題についてまとめている資料でございます。

26年度からの報告様式を少し変更いたしまして、こちらにある様式の上のほうに書い

てございますが、包括から報告のあった地域ケア会議を分析した後で見えてきた課題の主なものというのを左のほう、また委員からのご意見、それから課題に向け取り組むべき単位ということで、丸印で包括単位なのか、句単位なのか、市単位なのかということをつけていただいております。それと、取り組むべき方向性につきましてご報告をいただいております。

詳細は割愛させていただきますが、またあとまとめまして、ご報告させていただきます。17ページに飛びます。

17ページは、同じ第4回の報告様式の中に、この運営協議会から市の運営協議会への報告事項という内容を載せております。その中で出てくる意見を、出ました区の分について書かせていただいております。

内容的には、地域ケア会議においては、他市町村、市町村等の実績等も見据えて回数のみではなく会議の内容やメンバーの精査も必要ではないかというようなご意見、それから認知症・おひとり暮らし高齢者の方が増加しており、安心サポート事業の拡充や内容の見直しをしてほしい、高齢者の問題は複雑困難な状況が多く、そのようなケースへの対応として地域ネットワークの関係づくりにおいては、現体制では難しいのではないかなどの意見が市のほうに上がってきているところでございます。

それで、この第4回の部分をまとめたものとしたしまして、19ページに、先ほどの丸のついている包括圏域、区圏域、市圏域の分を19ページにまとめておりますので、報告させていただきます。

まず、19ページの包括圏域の課題として上げられているものでございます。

1番は、認知症支援の課題でございます。これは、おひとり暮らしで認知症がある場合、問題の発見がおくれ、問題が深刻化してからの発見となることが多い、また家族にキーパーソンがなく、家族機能の低下や認知症の理解がない問題や家族に認知症の理解がない問題やご本人が支援を拒否したり家族の理解が得られないなどの問題、後見人選任までに時間を要しその間の支援体制の問題、また、若年性認知症の支援について受け入れ先が少ないことなどが挙げられております。

取り組むべき方向性でございますが、多職種による支援ネットワークの充実、また支援の必要な認知症高齢者の方などを地域で見守る仕組みづくりが必要ではないか、それから、地域に出向き相談を受ける機会の設定や地域ケア会議の充実が必要ではないか、それと、気づきのシート、エンディングノートの活用や普及をやっておられるというような報告もでございます。それと、認知症の方の居場所づくりや家族介護者に対する社会資源づくり、成年後見制度の周知と利用支援及び決定までの支援体制の構築などが挙げられております。また、研修等による包括職員のスキルアップも必要ではないかというような方向性が出されております。

次に、2番のおひとり暮らし高齢者の課題でございますが、高齢者が孤立しがちになるというような課題でございます。

この取り組みの方向性といたしましては、要援護者の把握のための仕組みづくり、また出前講座や認知症サポーター養成講座などで包括のことを多くの方に周知し、知っていただくなどが挙げられております。

次に3番の高齢者虐待の対応の課題でございます。これにつきましては、高齢者虐待の対応としまして、未婚で障がいをもつ子どもさんへの対応などが挙げられております。

取り組みの方向性といたしまして、地域のネットワーク構築等により、包括やランチ、区に相談が入る体制づくりや虐待防止の啓発、包括の周知などが挙げられております。

4番の複合課題ケースといたしましては、課題といたしまして、世帯として複合した課題を抱えているケースや、高齢者本人や家族が精神疾患を抱えているケースなどの課題がございます。

それと、支援の方向性として、地域ケア会議の活用、多職種による連携、精神疾患に対する対応方法のスキルアップなどが挙げられております。

5番のその他でございますが、重なり合うところもありますが、課題といたしまして、地域との関係が希薄で支援が必要な高齢者が潜在化している、貧困や高齢者詐欺被害の問題、また集合住宅等で情報が届きにくい高齢者の問題、疾患や制度に対する偏見、ケアマネが困難事例を多数抱えている状況、また、医療機関との在宅連携が不十分である等などが挙げられております。

取り組みの方向性といたしましては、地域の支援者への研修や高齢者に情報が届くような周知活動として、地域から孤立しないようなかかわりの持ち方や見守り相談室との連携、消費者被害を防ぐための啓発活動の継続、地域の支援者向けの研修の充実などが挙げられております。

続きまして、20ページでございます。

中段のほうは、区圏域の課題として挙げられたものでございます。区圏域におきましては、包括圏域の取り組むべき内容と連携しまして協働した取り組みを推進し、また区単位で実現可能な内容については施策形成に取り組む必要があるところでございます。

課題といたしまして、包括圏域と同様でございますが、認知症支援の課題、ひとり暮らし高齢者の課題、高齢者虐待の課題、複合課題ケース、その他の課題となっております。

取り組むべき方向性といたしましては、認知症高齢者の支援としまして、地域で支える仕組みづくりや見守りシステムの構築、要援護者名簿作成、また認知症専門医受診につなげる仕組みやサポート医を中心とした認知症高齢者支援ネットワーク会議での検討、認知症初期集中支援推進事業の全市展開に向けた準備等が挙げられております。また、区の代表者、実務者会議での問題の共有化を図ることも挙げられているところでございます。

次に、おひとり暮らし高齢者の課題に対しましては、支援の方向としまして、見守りの拠点づくり、要援護高齢者把握のための仕組みづくりとなっております。

複合課題ケースへの取り組みの方向性としまして、高齢者・障がい者支援連絡会の開催などが挙げられております。

また、その他といたしましては、家族単位の支援がうまくできるように、地域や医療、介護の連携づくり、区役所内の関係部署との調整などが挙げられております。

次に、下の段の市圏域でございます。

市圏域におきましては、包括圏域、区単位で展開される高齢者支援の取り組みに対しまして、後方支援及び政策形成に向けての取り組みが必要となるところでございます。

課題といたしましては、包括圏域、区圏域と同様でございます。ただし、それに合わせて、こういった金銭管理の問題、個人情報取り扱い、住宅と地域コミュニティーの課題が挙げられております。

取り組みの方向性でございますが、認知症支援といたしましては、認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりとございます。その取り組みの一つといたしましては、認知症初期集中支援推進事業を今年度3区において実施しており、早い段階での全市展開を目指しているところでございます。また、多職種連携の取り組みの推進の一つといたしまして、今年度より認知症ケアにかかわる医療介護従事者向けの認知症ライフサポートモデル事業の推進に取り組んでまいります。

また、市民の方への認知症の啓発といたしまして、認知症チェックシートのビラ等を作成し、健康診断や窓口でお渡しできるような啓発に努めているところでございます。

おひとり暮らし高齢者の方の課題に対する方向性としていたしましては、地域における見守り策の推進といたしまして、本年度から各区の社会福祉協議会に見守り相談室を設置いたしまして、見守りネットワーク強化事業の取り組みを進めております。さらなる地域の支援者への包括ランチ等の周知も含めまして、連携強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

高齢者虐待への支援といたしましては、取り組みの方向として挙げられているのは、早期対応の取り組み推進となっております。

また、金銭管理の課題として、安心サポートの拡充や緊急時の金銭管理の支援体制の構築等が求められているところでございます。

あと、地域コミュニティーの課題といたしましては、地域の支援者の高齢化への対応や地域コミュニティー構築が挙げられておるところでございます。

このようなそれぞれの圏域に対しましての課題がございますので、今後、市圏域で取り組むべき課題といたしましては、挙げられた内容について法改正等で施策に反映していく仕組みづくりの構築を言われているところでございますので、事務局のほうでその仕組みにつきましては案を策定いたしまして、また本会議にお諮りさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○白澤委員長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明いただいたんですが、各区の地域包括支援センターの運営協議会の報告、そして最終的に区レベルと包括レベルと市レベルの課題というようなものが抽出していただいているわけですが、何なりとご質問なりご意見いただきたいと思っております。

大阪市の地域包括ケアシステムは、今後、この市レベル、区レベル、包括レベルでそれぞれの地域課題を解決していく方向性というのをやっていくと、こういうようにはなっているわけですが、今のところは、これをどこでというのは、まだ必ずしもオーソライズされてない。恐らく近々こういうオーソライズされる中でご議論されていく、こういうふう

に事務局のほうで考えたらよろしいでしょうか。

今までも地域課題を抽出するということにウエートを置いてきたわけですが、これを具体的にどう展開していくのかというのは、区レベルの協議会、あるいは個々の地域包括支援センターで議論する、市レベルでご議論する、昔の三層五段階みたいなものですが、そういう仕組みでご議論をしていって、それぞれのセクションでやれることはやっていく、こういうことをございますが、何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

これ、なかなか分類は行政、市がやったんですね。市の中で整備した。あるいは区からこれは市のものだとか、これは区のものだと分けてくるわけです。

○事務局（高橋）

丸をつけるところは区のほうで。資料9ページから16ページにつきましては。

○白澤委員長

丸打ってあるんですね。

○事務局（高橋）

はい。この丸については、区の運営協議会の中で議論いただいて、こういうふうに3つに分けていただいたという形です。

○白澤委員長

そこなんですけれども、なかなか難しい、何か地域包括でやったほうがいいのか、区で議論したほうがいいのか、このあたりってなかなか整理のできない部分もあると思うんです。そのあたりって何か整理をされているのご意見ございませんでしょうか。

こういうのは地域包括でやったほうがいい、こういうのは区でやったほうがいい、何かその分け方みたいな議論というのは、整理が必要なような気もするんですけれども、いかがでしょう。

理事会とか民生委員の人たちと地域包括ぐらいでやるという、そういうようなことというのは包括でやって、例えば、医師会とかケアマネの協会とかそういうものがかわった

りするようなことということになれば、区レベルでないとなかなかできないのではないかと思ったりするので、そのあたりいかがでしょう。

○事務局（高橋）

今回は、この区分けにつきましては、きちっとこういうものというふうなことをお示しして丸をつけていただいているというようなものではないんですけれども、やはりご報告の内容からいきますと、包括の担当する圏域の問題という部分については、地域の役員さんであったりとか、資源の中で検討していくような必要性というのを感じていただくようなこと、今回これをしていただいたことで動機づけじゃないんですけれども、意識づけみたいなどころはあるかなというふうに思っております。

○白澤委員長

ぜひ今後、これをそれぞれの地域包括や区というふうに分けてやっていく上で、そのそれぞれの地域の特殊性もあると思うんですけれども、ぜひ、これは協働でやりましょう、こういうようなことを少し、ぜひ事務局と各区との話し合いで、一定何かご議論いただくと大変ありがたい。大体2つやるというところも結構多いわけですが、2つやるけれども重点が違うとかこういうこともあるんだろうと思いますので、ぜひそのあたりの整理も事務局がサポートしていただいて、各区で円滑に進んでいく方向というのをお考えいただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○西川委員

大阪へ7年前に越してきて、この2月で8年になるんですけれども、大阪は開放的と思っていたんですけれども、大阪のほうがすごく閉鎖性があるんですね。これ、何かといったら、やはり主人も定年になって、私たち第1号保険の委員として代表で来てるんですけれども、本当にだんだん年いって、自分たちが地域包括支援センターをしっかりと学んでお世話になっていかないといけない立場なんですけれども、何かすごく、他都市の場合は、やはり一生懸命みんなが認知症になった人をどうするか、要介護の人をどうするか、また家族内に困難な人をどうするかという中で、一生懸命地域住民がそのことについて本当に実践しながら動いてたんですけれども、大阪はフリーといえばフリーなんです。楽なんですよ。誰からも構われない。だから、多分一戸建ちの家に住んでいて、夜、雨戸締めて寝て、そのままひとり暮らしになって、中で変化が起きて雨戸上がらなくても、多分気づかれないやろうなという中で、何かキャッチフレーズは、生野区は高齢者の方が認知症になっても安心して暮らせるまちづくりって、すごくいいキャッチフレーズは、いつもどこでもあるんですけれども、何か自分の中で、本当に、朝顔合わせたらおはようございませとかいうような立ち話はするんですけれども、いざ、何か事あるときに、のぞいてくれた

りわかってくれたりするのかなという、それはもう絶えず思っていますね。だから、頼ってはいけないという中で、自分たちがしっかりとその訪問してくれることを頼らない、また自分たちからこういう行政機関にきちっと言っていくのはどういう場合かとか、そういうのを本当に、今、健康なときにしっかりと把握して自分たちで行動しないと、地域住民がどうしてくれるとか、支援してくれるとか、気づいてくれるとか、そういうのは本当にか細いというのがあるとひしひしと感じています。だから、やはり自立した高齢者になっていかないと、2人でやったら主人か私が認知になっていってても誰かがわかるからいいんですけれども、ひとり暮らしになったら、認知の度数が進んでたって、1人で生活したら絶対わからんのですよね。そのときに訪問してくれるかということを期待してもだめだし。やっぱり、自分が自立して毎日しっかりと生きていくという。楽しく生きていくところへもう目を向けて日々の歩みをしていかないと、何かすごくこれ見てたらしんどくなるんですよね。認知症高齢者とか要介護とか、本当にこうなったときにどうしてくれるんやろうという不安のほうが先行って、何か成功例の事案も欲しいと思います。

○白澤委員長

ご意見ということでいいですか。何かここで事務局からコメント。

○西川委員

成功例です。ネットワークとか課題じゃなくて。

○白澤委員長

事務局、何かございませんか。

○事務局（坂田）

ご意見どうもありがとうございます。

成功例ということですが、もっとも今言っているようなご近所とのその顔が見える関係ですとか、見守りですとか、そういうことが先ほど白澤委員長からもありました地域包括ケアシステムとかそういうものの構築というようなことにつながってくると思います。今、顔が見える関係ということと言いますと、私どもも、健康局も含めて、介護と医療とか、私どもも地域の連携とか、認知症についても、その認知症のネットワークとか、そういうのをいろいろつくらせていただこうとしているところであります、これからモデル的にも事業を積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、また成功例というのがありましたら、1つの区で成功したら全区の区でも成功できるように例としてご披露させていただかなあかんと思っておりますので、またこの運営協議会でも報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。

○伊藤委員

成功例かどうかわからないんですけども、天王寺区で、ネットワーク拠点事業の2年間、看護協会が中心になって、天王寺区が、今はそれを受け継いでくれて、そういうネットワークづくり、いろんな職種が入ったのをしてて、そこで座談会をしたときに、成果を發表しようというので、民生委員の方が、非常に、独居の人であったり、認知症の人の情報を、自分たちのほうからそこに積極的にかかわって行って、最初は、すごくもう絶対来て要らないとか拒否されていた人が、女性の民生委員さん、やんわりやんわり近づいて、少しずつ、入り口まで入れてくれるようになったとかということで、少しこういうのに出てきませんかみたいなのが、本当に努力してそういう人たちとのかかわりをしたんだという發表をしてもらったんです。ああ、こんなふうに細かくそういう情報をとにかく得さえすれば、自分たちがそうやって出かけていけるんだということを言われていましたので、やっぱり地域的な情報というのが、今、すごく情報を出さないようにというのがあるんですけども、やはりそういうかかわりを本当にしてくれる人というのがいるんだというのが、すごくその發表会で感じたんですけども。本当に具体的に例を出して紹介してもらったので。だから、今の問題、ものすごく、私も年齢的にそうだろうと思うし、一緒に住んでいるマンションにもそういう人おられるんですけども、やはり誰かがちょっと扉をあけていかんといかんのかなと。

○白澤委員長

どうもありがとうございます。

地域の、今やっぱり難しい事例を検討する、そういう中で地域のいろんな人たちが支え合っていくという。この件数が増えているというのは、それだけそういう地域の中でみんな支え合っていく、そういう数字が増えているんだろうというようには思いますので。ただ、なかなか支える担い手が地域には高齢化していないという現状もあるかという。そういう意味では、多くは、例えば今の事例で言っても、民生委員の皆さん方に頼ることも随分多いんだと思いますが、そういうようにして、できるだけ民生委員にもお願いをするし、もっと地域の自治会や、あるいはこういうボランティアの団体、こういうものが、この地域ケア会議にうまくかかわってくれば、その地域の中の可能性というのは引っ張り出されていく。こういうことのコアに地域包括支援センターが地域ケア会議を介して展開していこうということでございますから、ぜひここをどううまく育てていくのかというのが、我々にとっても大変重要な役割だろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○雨師委員

この地域ケア会議から見えてきた課題というところで、包括と区圏域と市圏域というところでは課題は重なっているかなと思っているんです。なので、この取り組むべき方向性というところの焦点を絞ってやっていく必要があるかなと感じております。こういう市、区、包括というところの共有、シェアをしていただいでやっていかないといけないかなというのを感じておりますので、よろしくお願いします。

○白澤委員長

意見ということによろしいですか。

○雨師委員

はい。

○白澤委員長

今回、ご説明をいただいたわけですが、今後はこれがどう実行していくのかというのが、今、ポイントになってまいりますから、そこら辺を具体的に今後議論をしていただくと。今回は、今からスタートだということで、こういうようなデータが昨年度の結果として出てきている、こういうことでございます。

このことについて、ご承認いただいでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、平成27年度地域包括支援センター及び総合相談窓口の研修について、事務局からご報告を説明お願いいたします。

○事務局（高橋）

それでは、議題4の資料、③でございます。

あけていただきまして、まず1ページ目でございますが、初任者研修、1・2年目の職員を対象に初任者研修を実施しております。これは平成26年度の研修開催実績ということで挙げております。初任者研修は3回実施しております、テーマや講師、参加人数につきましては、上段のこのとおりでございます。中では、地域包括支援センターが高齢者虐待の相談・対応の窓口となりますので、初動期の対応については演習を交えて実施をいたしましたというような報告をさせていただきました。

中堅期研修につきましては、おおむね3年目以降の職員としておりまして、その方々を対象に2回、このような高齢者虐待の対応の、これは対応期と終結ということの考え方について、またコミュニティソーシャルワークについてということで、講師の先生のご講義をいただいでおるところでございます。

管理者研修につきましては、管理者としての業務の進め方ということで、1つは、最初

の東京都のほうの青梅市でケアプラン相談会を通じた地域課題の取り組みについて実践されております講師をお招きいたしまして、研修を実施させていただいておるところでございます。具体的な事例を交えての講義ということで好評でございました。

また、地域包括支援センターが、連携がとりにくい機関といたしまして、これは昨年アンケートをした経過がございます。その中で、やはり行政職員の保健福祉センターの保健師であったりとか、行政職員との連携がとりにくいというような結果も得ましたので、3回目のところに高齢者個別支援に係る連携のあり方についてということで、保健福祉センターの職員と合同の研修で、個別支援における連携のあり方というような内容のものを実施させていただいております。

次に、2ページでございます。

ブランチ職員、総合相談のほうをさせていただきますブランチの職員への研修といたしましては、表のとおりでございます。平成25年度からは、高齢者虐待や成年後見制度の活用など、権利擁護事業にも各ブランチもかかわっていただいておりますので、社会福祉士の先生にご講義をいただいたりしているところでございます。

委託研修につきましては、国のほうに委託をして実施しておる研修でございます。参加状況は以上でございます。

また、次に、3ページに、平成27年度の研修計画（案）を載せております。

現在の現状課題としまして、包括やブランチが行う総合相談では、継続して支援が必要な認知症ケースの相談が増大、増えているという状況がございます。また、先ほどの課題でございますように、おひとり暮らし高齢者のかかわりも増えているというようなことで、危機的な状況に遭遇するリスクも増えるというような。例えば、訪問したときに、その中で亡くなっておられるような可能性も含めて、そのような危機的な状況に遭遇するリスクも増えている現状がございますので、そのようなことも踏まえた対応についての検証なども必要かと思っております。

あと、複合的な課題を抱え、重層的な支援体制を構築する必要があるというケースの方、また金銭管理に課題を抱えるケースの支援づくり、困難性を感じていることなどがございます。それから、応用評価の対象にもなっております課題抽出のための地域ケア会議の充実がさらに必要というふうに考えているところでございます。そのようなことを踏まえまして、今年度の研修計画といたしましては、初任者研修やブランチ研修では、総合相談の基本的な視点を学び、具体的にどう展開していくかの事例を通じて習得するような研修を企画しております。

また、中堅期研修・管理者研修ではケース支援のツールの一つでもある地域ケア会議の展開の仕方、また弁護士の先生によるリスクマネジメントの研修なども実施したいというふうに考えております。

あわせて、管理者研修では、個別支援から地域支援への展開について立証するというふうなことなども計画しているところでございます。

説明は以上でございます。

○白澤委員長

どうもありがとうございました。昨年度の研修、職員研修の実績と今年度の研修計画についてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、議案をご承認いただいたというふうにさせていただきたいと思います。

続きまして、報告事項に入らせていただきたいと思います。生活支援コーディネーターにつきまして、事務局から報告をお願いしたいと思います。

○事務局（河合）

福祉局高齢者施策部在宅サービス事業担当課長の河合でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

資料4の生活支援コーディネーターについてごらんください。

まず多様なサービスの充実に向けた具体的な取り組み（平成27年度）との見出しのある図をごらんください。

団塊の世代が全て75歳以上となります10年後の平成37年には、支援が必要な高齢者が大幅に増え、生活支援の必要性も増大いたします。こうした事情を展望し、社会福祉法人・NPO・民間企業・ボランティア団体・協同組合等の多様な主体が生活支援サービス・介護予防サービスを提供する地域づくりに取り組む必要がございます。この地域づくりを進めるために、今年度、港区・鶴見区・住之江区の3区において生活支援コーディネーターを配置するモデル事業を実施し、ニーズと取り組みの把握、資源開発、多様な主体による協議体の運営を通じたネットワークの構築に取り組んでまいります。現在、このコーディネーターの業務を担ってくださる法人を公募しており、選定手続を進めているところでございます。

続きまして、裏面の生活支援コーディネーターの具体的な業務のページをごらんください。

地域づくりと申しましても、あくまでも介護保険の財源を通して行う事業でございますので、高齢者を対象とする生活支援サービス、介護予防サービスの充実に資する取り組みが中心となってまいります。

まず、①のニーズと取り組みの把握でございますが、具体的には、介護の必要となる原因の4割近くは生活不活発病関連の項目が占めておりますことから、働くとか地域貢献をすとか、体を動かすとか、趣味・学習・交流を行うといった地域内の高齢者の方の活動場所となる資源をしっかりと把握し、今後、高齢者を活動場所と結びつける介護予防マネジメントにもしっかりと生かしていく必要がございます。また、訪問による家事、外出の支援といった日常生活での困り事に対応する生活支援サービスを丁寧に把握していくことが必要となってまいります。

こうした資源の情報は、マネジメント上の必要性から各包括でも丁寧に集められており、この生活支援コーディネーターは、協議体とともに各包括と連携して情報の共有化も図ってまいらなければならない。

また、高齢者の生きがいづくり、社会参加を通じて介護予防を促進するため、今年度10月から介護保険の施設事業所に地域貢献の観点から、例えば、高齢者の方に、行事・レクリエーションの補助や話し相手などの活動の場をご提供いただきまして、そこでの活動実績においてポイントがたまり、ポイント数に応じて還元することができる介護予防ポイント事業を実施してまいらる予定でございます。

生活支援コーディネーターには、地域とのかかわりを通じてより多くの高齢者施設事業所にご参加いただけるよう連携していただき、働きかけていただきたいと考えております。

それから、さらに本市では、複数の区において筋力向上等の介護予防の効果についてもエビデンスのあるいきいき百歳体操を実施する住民グループを育成してございまして、既に本市では200カ所以上に達してございます。こうしたノウハウも活用しながら、効果的な集いの場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、地域によっては、地域活動協議会の活動等を通じて、自分たちの地域の支援ニーズには自分たちで応えていきたいというような意識が高まっている地域がございまして、まちづくりの部門とも協力しながら、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの支援モデルも試行できるかと考えております。

今後の予定でございますが、今年度の試行状況を踏まえまして、来年度は全区に生活支援コーディネーターを配置してまいりたいと考えております。

また、このコーディネーターは、国の制度では市町村単位に配置する第1層のコーディネーターと位置づけてございまして、生活圏域単位に配置する第2層のコーディネーターにつきましても、今後どのような配置が望ましいのか、試行事業を通じて検討してまいりたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○白澤委員長

どうもありがとうございました。

生活支援コーディネーターについて、3区で具体的に取り組みを始めると、モデル事業を始めました。こういうご説明がございました。何かご質問、ご意見ございますか。

○伊藤委員

生活支援コーディネーターの役割というのはすごく重要だと思うんですけども、地域包括のイメージとして、5つの重要な要素があるとおっしゃっていると思うんですけども、それを住まいと医療と介護と予防と生活支援というふうに分けていると思うんですけども、この状態では住まいと介護、予防、生活支援も十分に連携はとれていると思うんですけども、

ども、医療のほう、特にどこに見当たるかなというふうな感じがするんですけども。

○事務局（河合）

医療につきましては、医療と介護の連携につきまして、また健康局の事業で、コーディネーターを配置する事業がございまして、そちらでこの地域包括ケアのシステムの一つの仕組みとしてこれから試行事業を始めていくというような予定としております。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。

○雨師委員

この3区を選択なんですけれども、何かこう大阪の区の中で特徴的な何か、港区ではこういうことが特徴があるとか、それぞれ今後の区に広げるために、3種類、何かあったんですか。

○事務局（河合）

こちらにつきましては、高齢者人口の高齢者の比率が高い区、低い区、それからサロン活動等を実施しているグループ数が多い区、少ない区などで3つのモデルに分けて、その中で一つずつ選定させていただいております。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。

○雨師委員

高齢者の比率が高いところと真ん中と普通……

○事務局（河合）

例えば港区で言いますと、高齢化率、全市的には24.9%なんですけれども、26.5%で高いですが、把握しているサロン数でいきますと、ややそういう資源が少ないことということで、そのようなパターンが違う区を3つ選定しております。

○雨師委員

ありがとうございました。

○白澤委員長

ほかにいかがでしょう。

では、私も1つお願いしておきたいんですが、この最後のページ見ると、何か生活支援コーディネーターって1つの区に五、六人必要なこんな図に見えるんですが、こんなにたくさんの方を、本当にうまくやれるのかという。恐らく、1人のコーディネーターを置くだけだと思うんですが。区1人ですよ。

○事務局（河合）

はい。基本的には1人相当の業務ということになります。

○白澤委員長

ぜひ、これは2課に分かれているからちょっと心配して申し上げているわけですが、先ほど地域のニーズというのが地域包括支援センターから上がってくるわけですよ。これをみんなでやっていくということができれば、生活支援コーディネーターの役割って随分果たせる。だから、やっぱりそこがうまくつながっているかどうか、地域包括支援コーディネーターが活かされるかどうか。何かこの図を見る限りは、そこら辺が全然見えないんですよ。だから、先ほど協議会というのにも新たに書いてあるわけですが、地域包括支援センターにあるこの運営協議会とどういう関係に持っていくのか、そういうことを2課できちんと相談をして決めていただきたい。これが、ばらばらでやると大変なことになると思うんです。頭が2つあって、生活支援コーディネーターは生活支援コーディネーターの動き、地域包括は地域包括の動きになると、何か非常に効率が悪くなるということで、ぜひ、せっかく先ほどの報告の中で市の課題、区の課題、そして各包括圏域の課題が出てきているわけですから、それをこういうところに活かしてやっていく。私は、それ以外に予防もいろいろ大事なんですが、生活支援コーディネーターの本来の目的は何なのかということ、ぜひこの生活支援サービスを生み出していくというこういう大きな目的ですから、そこを少し外さないようお願いをしたい。いろんなことをやってもらうのはいいですよ。しかし、やっぱり1人の人がやるんだということで、もう少し焦点というのは、重点はここにありまいたいことだけは、ぜひ焦点を当てながら、何もかもやって、何もかもできなくなったということではなくて、最低限これだけのことはやるんだという、そういう形で進めていただくと大変ありがたい。私の意見でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○石川委員

生活支援コーディネーターというのは、個々に焦点を当てた、個人個人に焦点を当てたこれ見ると協議体といういろんな団体がもう既にでき上がっている前提ですよ。何かお話を聞いていると、コミュニティビジネスとかソーシャルサービスとかに入ってきていただくという、いわゆる団体のコーディネーターも入っているんじゃないかなというような雰囲気もしたんですけども。つまり、町で支えるシステムをつくるのか、それとも一

人一人の支援をするのかというのが、これではつかめなくて、もし生活している1人の高齢者の方の生活支援コーディネーターを、誰がどこを担当するのかということと関係することですけれども、もし生活支援コーディネーターが高齢者を支援するようなコーディネーターであるなら、もう協議体はでき上がっているという前提になっているんですかという。協議体ができなければ、これはどうするのかなというような、コミュニティビジネスとかソーシャルサービスに入ってきていただくというのは誰が担当するのかなって、ちょっと単純に、どこが誰を担当するのかなということ、全体はすばらしいことを言われているけれども、1人でやるにはすごく幅広過ぎて、その辺の役割分担って先生おっしゃったように、まさしく1人だとしんどいんじゃないかなというふうに、これは大きな図なので、そういうふうに感じたということで、うまくやっていただければありがたいというふうに思います。以上です。意見ということで。

○事務局（河合）

個人を支援するというのではなくて、町の中でそういうことを取り組みたいという方たちが現におられますので、まちづくりの部門などと連携してと申し上げたように、それぞれそういう部門との役割分担もございますので、全て生活支援コーディネーターがやるというわけではなく、関係する部門と連携しながらつなぎをしていくということも、その地域地域では出てくるだろうということで考えておりまして、その一つの例として挙げさせていただいております。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。

ぜひ、先ほど二度も繰り返して申し上げるんですが、せっかく地域ケア会議にこれだけの課題が出てきているということというのは、大阪市が今まで個別会議を随分やれということで上がってきた成果が出てきたんだと思いますから、これをうまく拾う形で、例えば代表者会議ができるとすれば、そこにきちっと参画するような生活支援コーディネーター、そしてうまくそれを引き継いで、先ほどおっしゃっているような地域の中のさまざまな活動が展開していくと、こういうふうにうまく地域包括支援センターの地域ケア会議と連続性のあるような位置づけをやっていただくとありがたい。これは、それも代表者会議ですから、区レベルでやる会議だと思んですが、そこうまく調整できるようにお願いしたいなど、こういうふうをお願いしておきます。

これは、報告事項ということで、ご報告をいただいたということで、ご意見もいただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、報告2につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（高橋）

それでは、平成27年度地域包括支援センターの運営、選考の基準、方法・スケジュール、選定評価の配点についてでございます。

公募する地域包括支援センターの運営につきましては、今回圏域ごとに公募いたしまして、公平中立で適切な運営が確保される法人を選考により決定するというふうにさせていただいております。

応募対象の法人につきましては、まず、老人福祉法第20条7の2、第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人といたしました。

委託期間は、平成28年4月から圏域により3年ないし4年間となります。

選考の基準・方法・スケジュールでございますが、法人の選考につきましては、運営協議会設置要綱第7条の規定によりまして選定部会で選定を行います。

募集要項、選定基準、選定スケジュール等の詳細につきましては、選定部会において決定することといたしますが、十分に引き継ぎ等の準備期間を確保し、円滑に移行を進めていくために、年内中には受託予定法人を決定することを目指して手続を進めてまいります。

今回の公募につきましては、応募法人がなかった圏域がございましたら、さらに9月25日から10月2日の間（予定）の期間を設けまして、再公募を行うこととしております。

選定スケジュールの概要でございますが、先月第1回の選定部会を開催いたしました。また、本日第2回の選定部会を開催したところでございます。

7月16日から9月18日の予定で募集要綱の公表、また法人に対する説明会、応募受け付け等を実施していきたいというふうに考えております。

10月下旬から11月中旬の予定でございますが、選定部会を開催いたしまして、応募法人の審査、審議結果を取りまとめたというふうに思っております。

そして、第3回目の市の運営協議会が11月下旬から12月上旬ぐらいを予定いたしますが、そちらのほうで選定部会を先に開始いたしまして、その後、同日に運営協議会で決定のご審議をいただく予定となっております。

次のページでございますが、選定評価の配点でございます。

法人に関する事項、評価項目につきましては、安定した運営を行える能力とか、法人としての社会的責任を果たしているかということを見まして、配点は20点としております。

また、センター運営に関する事項といたしましては、職員の配置計画とか実行性、研修体制、また利用者の方の利便性に配慮した設置場所とか必要スペースの確保がされているか、公平性・中立性の確保の方策、個人情報保護であったり、苦情解決の取り組み体制等をしているところでございます。配点は30点でございます。

次、事業計画といたしましては、実効性のある適切な事業計画を立てられているかというところで、センター業務の実施計画とその具体性、地域との連携やネットワーク構築についての考え方、また地域ケア会議、また具体事例への対応、広報啓発活動への取り組みの考え方などにつきまして、50点というふうに配点をしております。

その下のほうでございますが、前回受託をされている法人につきましては、委託期間での実績に基づいて提案審査配点というようなことで、前回の委託管理における包括支援センターの業務の実績ということを見まして、加点・減点の配点をいたします。

地域ケア会議の実施状況であったりとか、包括支援センターの実態確認、実地評価とかもしておりますので、その辺の評価の実績等に基づきまして、マイナス8点からプラス7点というような形で加点・減点を考えております。

隣のページにつきましては、今年度、平成27年度につきまして実施する圏域につきましては、1番から25番までで、25圏域になってございます。

区の状況とか圏域の範囲とか高齢者人口等につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

○白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。それでは、ご審議いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

これで、審議と報告の全ての事項を審議しました。大変長時間の審議をいただきましてありがとうございました。